

「虐待かどうかわからないし…」

「関係が悪くなるかもしれない…」

「きっと誰かが連絡しているはず…」

「まちがいかも…」と
ためらわないで!

虐待かどうかわからなくてもお知らせください。

例えば、

「長時間泣きわめいている子がいるのですが」

「ひと晩、子どもを外に放り出していたようで」

…といった相談でも十分です。

受話器の向こうは

子どものことをよく知る相談員です。

「もしかしたら虐待？」と
あなたが気づき、
行動(連絡)することが
子どもを救うのです。



連絡は
義務です。

児童福祉法及び児童虐待防止法において、すべての国民に対し、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市区町村(児童虐待担当窓口)もしくは児童相談所(子ども家庭センター)に通告することが義務づけられています。そして、連絡した人の秘密は守られます。

児童虐待とは？

児童虐待とは、親または親に代わる保護者が、子どもに対し次の行為をすることをいいます。

(これらの行為は保護者の意向にかかわらず、子どもの視点で判断します。)

身体的
虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または
生じるおそれのある暴力を加えること。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、
または子どもにわいせつな行為をさせること。

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような
著しい減食、または長時間の放置。
その他、保護者としての監護を著しく怠ること。
保護者以外の同居人による虐待行為と
同様の行為を保護者が放置すること。

心理的
虐待

子どもに対する著しい暴言または著しく
拒絶的な対応、子どもが同居する家庭で
配偶者への暴力を見せるなど子どもに
著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

あなたの
秘密は
守られます。

こんな子どもや家庭を見かけたら、連絡を!

虐待シグナル チェック

- 不自然な外傷(打撲・火傷など)がみられる
- 衣服が汚れている、元気がなく表情が暗い
- 虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す
- 年齢にそぐわない性的な言動がみられる
- 保護者が長期不在でいつも子どもだけにいる
- 登校させず、食事を与えられていない
- 大声をあげ、子どもや家族に暴力をふるっている
様子が感じられる

連絡後の対応

連絡をすると、市区町村児童虐待担当課もしくは子ども
家庭センター(児童相談所)は、このような対応を行います。

1 場所の把握

子どもの様子から気がかりな
こと、子どもの住む場所など
を確認します。通告者が特定
される情報は漏らしません。

2 子どもの安全確認

情報をもとに、関係機関
と連携しながら、子ども
の安全確認を行います。

3 「保護」や「支援」などの必要性を判断

子どもの状態により、子ども家庭センター(児童相談所)が
保護の必要があると判断した場合は、子どもの保護を行いま
す。また、その家族の相談に応じることで虐待が防止でき
ると判断した場合は、市区町村もしくは子ども家庭センター
(児童相談所)が、保護者や子どもへの支援を行います。